

## 利殖商法

## 仮想通貨の投資トラブルに注意



### 今月の御用心



埼玉県マスコット「ざいたまっち」

- 一. 不審な勧誘は、**きっぱり断る。**
- 二. 「必ず儲かる」という言葉はうのみにしない。
- 三. 仮想通貨交換業の登録業者なのか**確認する。**

仮想通貨業者も仮装してるかも



埼玉県マスコット「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の  
**消費生活相談窓口**  
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口  
につながります!

い や や!  
**TEL 1888**

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等の御相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。